



2022年3月15日

「LT会」会報第22-4号（総229号）

LTグループ

## 『人口・計画生育法』改正後の各地域における関連休暇制度の変化について

『人口・計画生育法』の改正に関する決定』は2021年8月20日に中国第13回全人代常務委員会で可決され、同日施行された。今回の法改正により次の3つのポイントが明らかになった。第1に、1組の夫婦は3人まで子どもをもうけてよいとの3人っ子政策が実施された。第2に、「社会扶養費」という名目の罰金を廃止し、3人っ子政策になじまない規定が削除される。第3に、支援措置を打ち出し、家庭への出産、育児、教育の負担を軽減し、3人目の子供を産むことを奨励するための法的保障が提供されることとなった。

『人口・計画生育法』が改正された後、現時点で約25省・市が当該地域の『人口と計画生育条例』の改正を完成した。その中で、従業員の福利厚生に関わる出産休暇、結婚休暇、出産介護休暇が調整されており、かつ多くの地域で育児休暇や一人っ子介護休暇が新たに設けられている。こうした状況を踏まえ、本会報では、主要な地域における休暇制度の改定内容(2022.3.10時点)を一覧表に整理した。ぜひご参考にしていただきたい。

地域	結婚休暇	出産休暇= 法定出産休暇 +生育休暇	出産介護 休暇	育児休暇	一人っ子介護休暇	発効日
北京	10日 (-)	98+60日 (+30)	15日 (-)	子供が満3歳になるまでに、夫婦双方ともそれぞれ年間5日の育児休暇を享受できる。	親のどちらかを介護を要する一人っ子が、年間10日の介護休暇を享受できる。	2021.11.26
上海	10日 (-)	98+60日 (+30)	10日 (-)	子供が満3歳になるまでに、夫婦双方ともそれぞれ年間5日の育児休暇を享受できる。	無	2021.11.25
天津	10日 (+7)	98+60日 (+30)	15日 (+8)	子供が満3歳になるまでに、夫婦双方ともそれぞれ年間10日の育児休暇を享受できる。	満60歳以上の親が病気で入院した場合、子女が一人っ子であれば、その勤め先が年間累計で20日の介護休暇を与え、子女が一人っ子でなければ、その勤め先が年間累計で10日の介護休暇を与える。	2021.11.29
江蘇省	13日 (-)	98+60日 (+30)	15日 (-)	子供が満3歳になるまでに、夫婦双方ともそれぞれ年間10日の育児休暇を享受できる。	親のどちらかが満60歳以上で病気で入院した一人っ子が、年間5日の介護休暇を享受できる。	2022.2.10
浙江省	3日 (-)	初産の場合は98+60日 (+30)； 第二子、第三子 の場合はそれぞれ 98+90日 (+60)	15日 (-)	子供が満3歳になるまでに、夫婦双方ともそれぞれ年間10日の育児休暇を享受できる。	親のどちらかが満60歳になった一人っ子が、年間5日の介護休暇を享受できる。	2021.11.25



広東省	3日 (-)	98+80日 (+50)	15日 (-)	子供が満3歳になるまでに、夫婦双方ともそれぞれ年間10日の育児休暇を享受できる。	親のどちらかが満60歳に達した一人っ子に対し、その勤め先が年間5日の介護休暇を与える。親が病気で入院した一人っ子に対し、その勤め先が年間累計で15日を超えない介護休暇を与える。	2021.12.1
河北省	18日 (-)	初産、第二子の場合 はそれぞれ98+60日 (-)； 第三子の場合 は98+90日 (+30)	15日 (-)	子供が満3歳になるまでに、夫婦双方ともそれぞれ年間10日の育児休暇を享受できる。	親が病気で入院し、かつ入院期間中に2級以上の介護を要する場合、子女が一人っ子であれば、その勤め先が年間累計で15日を下回らない介護休暇を与え、子女が一人っ子でなければ、その勤め先が年間累計で7日を下回らない介護休暇を与える。	2021.11.23
備考：“+”：「増加」を表す（前回改正との比較）。“-”：「変更なし」を表す（前回改正との比較）。						

上表にまとめた各種休暇の日数の変化に加え、各地域で公布された関連法規・規定には、以下のよう留意事項が見受けられる。

1. 「出産休暇」は「法定出産休暇」と「生育休暇」からなる。「法定出産休暇」の日数は一般的に週末・法定祝祭日を含めたカレンダーデーで計算されているが、「生育休暇」の日数の計算方法は地域によって異なる。例えば、上海や江蘇省では、法定祝祭日と重なった場合は相応の日数で「生育休暇」を延長すると規定されている。

2. 「育児休暇」の規定にいう「年間」とは、1周年を意味するものであり、子供の出生日を起算日として、週末・法定祝祭日を含めたカレンダーデーによって計算される。子供を出生し、かつ子供が3歳未満の場合は、その親が育児休暇を享受することも可能であり、その休暇日数は子供の実際の年齢に応じて計算される。例えば、子供の実際の年齢が満2歳で3歳未満であれば、その親の双方はあと1周年の育児休暇を享受することができる。

3. 出産介護休暇、育児休暇への取り扱いが更に柔軟で、且つ人間味が備わるようになっている。例えば、北京では、妻が生育休暇日数の削減を希望する場合、夫の出産介護休暇に相応の日数が追加できる。但し、調整できる日数は合計で10日の出勤日を超えてはならない。浙江省では、新たな条例に「省人民政府は必要に応じて、出産休暇、出産介護休暇、育児休暇それに一人っ子介護休暇の期間を延長することができる」との内容を補足している。

一方、『人口・計画生育法』の改正による企業への影響も看過できない。妊娠・出産・哺乳という「三期」の約2年間中の給与・休暇・保険関係は3倍となる。そのほか、出産で仕事効率への影響やその他担当人員の手配等による目に見えない様々なコストも生じる。このため、政府が単に産児制限を自由化し、休暇制度を整備するだけで、生育女性に更なる補助金或いは社会保険料の減免等を与えず、企業への関連優遇政策（例えば社会保険料の減免など）を打ち出さないと、企業が生産・経営・管理コストの上昇に加え、女性労働者の採用拒否などの雇用差別や、数名の女性従業員が同時に3人目の子供を出生した場合、企業経営の整然な推進をどのように保障するかといった管理面での法的リスクも負うことになる。

また、子供養育に関わる費用の軽減対策も国として考えていかないと、中国の新生児人口低下に歯止めがかからないと考えている。

(参考:年度ごとの新生児出生人口推移 2021年 887万人、2020年 1,003万人、2019年 1,016万人、2011年 1,604万人)

以上